

5 その他の制度、取組み Other Activities

① 保税制度 Customs Bonded System

外国から到着して輸入許可を受けていない貨物（外国貨物）や外国へ輸出しようとする貨物は、通関手続のため特定の場所に一時蔵置されます。この場所を保税地域といい、税関の管理下に置かれています。

また、保税地域では、関税、消費税等を納めることなく外国貨物を長期間（2年以内）蔵置したり、加工・製造、展示することができます。この制度は貿易の振興や発展、国際的な文化の交流、さらには地域の活性化、国際化等にも大きな役割を果たしています。



保税展示場

（写真提供）一般社団法人日本自動車工業会

The area to store cargoes temporarily for Customs procedure is called Bonded Area (Customs Area).

Bonded Area is allowed to store cargoes for the maximum period of two years; to be used for processing and manufacturing; or to be used for exhibitions.

Bonded Area plays important roles for trade promotion, cultural exchanges and local revitalization.

保税地域の種類と主な機能

種類	主な機能	蔵置期間
指定保税地域 (関税法第37条)	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 例)コンテナヤード 等	1ヶ月
保税蔵置場 (関税法第42条)	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 例)倉庫、上屋 等	2年 (延長可)
保税工場 (関税法第56条)	外国貨物の加工、製造 例)造船所、製鉄所、製油所 等	2年 (延長可)
保税展示場 (関税法第62条の2)	外国貨物の展示・使用 例)博覧会、博物館 等	税関長が必要と認める期間
総合保税地域 (関税法第62条の8)	保税蔵置場、保税工場、保税展示場の総合的機能 例)中部国際空港 等	2年 (延長可)

② 出港前報告制度 Advance Filing Rules on Maritime Container Cargo Information

我が国の国際物流におけるセキュリティレベルを国際基準に合わせ、テロ対策等の国際的な物流セキュリティを強化する観点から、海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化を図る「出港前報告制度」を導入しています。

税関においては本制度の導入に伴い、より早い段階で海上コンテナ貨物に係る詳細な積荷情報を電子的に入手することができるようになり、これまで以上に水際取締りの強化を図ることができます。

In order to harmonize Japan's trade security framework with international standard, Japan Customs has implemented Advance Filing Rules on Maritime Container Cargo Information.

This allows Customs to further enhance border control by obtaining detailed information electronically at an earlier point.

出港前報告制度の概念図

